

退職者医療制度



長い間会社などに勤め、退職して国保にはいった人は、70歳になって老人保健法の適用を受けるまでの間、「退職者医療制度」による医療を受けることになります。

● どんな人が加入するのか ●

	1. 国民健康保険に加入している人。	2. 老人保健法の適用を受けていない人。
	3. 厚生年金保険や各種共済組合の年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の期間が10年以上ある人。	4. 退職者医療制度の該当者本人の配偶者と被扶養者。

● お医者さんで支払う一部負担金 ●

本人	扶養家族
通院・入院2割	通院3割／入院2割

※ 入院時の食事代は別途負担になります。

※ 外来時には別途薬剤の一部負担があります。

届け出はどうするのか

保険証、印かん、年金証書
を持って市民窓口課①番窓口
へ届け出てください。

